



金 沢 市 公 報

第 2 9 7 9 号

令和元年(2019年)8月13日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次	ページ	● 公営企業告示
● 告 示		○金沢市ガス供給条例の規定に基づく調整単位 料金の算定について (経営企画課) 4
○自転車等を移動し、保管したことについて (歩ける環境推進課) 1	1	○金沢市液化石油ガス供給条例の規定に基づく 調整単位料金の算定について (") 4
○自転車等を撤去し、保管したことについて (") 2	2	● 公営企業公告
● 公 告		○指定給水装置工事事業者の給水装置工事の事 業の廃止について (企業総務課) 5
○予防接種を行うことについて (健康政策課) 3	3	○指定給水装置工事事業者の指定について (") 5
○浄化槽保守点検業者の登録事項の変更につい て(2件) (環境指導課) 3	3	○下水道排水設備工事事業者の指定の取消しにつ いて (") 5
○浄化槽保守点検業者の登録の更新について (") 4	4	○下水道排水設備工事事業者の指定について (") 5

告 示

●金沢市告示第106号

金沢市自転車等駐車場条例(平成3年条例第1号)第11条第1項(同条例第17条第3項において準用する場合を含む。)の規定により自転車等を移動し、保管したので、金沢市自転車等駐車場条例施行規則(平成3年規則第3号)第7条(同規則第13条において準用する場合を含む。)の規定により次のとおり告示します。

令和元年8月13日

金沢市長 山 野 之 義

- 移動し、保管した自転車等が駐車してあった駐車場又は暫定自転車等駐車場の名称
 - 金沢市営金沢駅第1自転車駐車場
 - 金沢市営金沢駅第2自転車駐車場
 - 金沢市営金沢駅第3自転車駐車場
 - 金沢市営金沢駅西広場地下自転車駐車場
 - 金沢市営本町2丁目自転車駐車場
 - 金沢市営西金沢駅東自転車駐車場
 - 金沢市営西金沢駅西自転車駐車場
 - 金沢市営東金沢駅東自転車駐車場
 - 金沢市営東金沢駅西自転車駐車場
 - 金沢市営森本駅東第1自転車駐車場
 - 金沢市営森本駅西自転車駐車場
 - 金沢市営みどり1丁目バス停前自転車駐車場
 - 金沢市営金石バス停前自転車駐車場
 - 金沢市営上荒屋バス停前自転車駐車場
 - 金沢市営表参道自転車駐車場
 - 金沢市営十間町自転車駐車場
 - 金沢市営香林坊自転車駐車場

- 金沢市営柿木島自転車駐車場
- 金沢市営片町広場自転車駐車場
- 金沢市営兼六園下暫定自転車駐車場
- 金沢市営武蔵自転車駐車場
- 金沢市営金沢駅西暫定自転車駐車場
- 金沢市営竪町自転車駐車場
- 金沢市営此花町自転車駐車場
- 金沢市営竪町第2暫定自転車駐車場
- 2 移動し、保管した自転車等の台数
自転車 99台
- 3 自転車等を移動し、保管した日
令和元年7月1日から同月31日まで
- 4 移動し、保管した自転車等の返還を申し出る場所
金沢市此花町3番2号
公益財団法人金沢まちづくり財団
- 5 移動し、保管した自転車等を返還する日時及び場所
日時 令和元年8月13日から同年11月12日まで
午前10時から午後7時まで
場所 金沢市問屋町2丁目95番地
金沢市自転車等保管庫

●金沢市告示第107号

金沢市自転車等の駐車対策及び放置防止に関する条例（平成6年条例第45号）第6条第2項及び第7条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第9条第1項の規定により次のとおり告示します。

令和元年8月13日

金沢市長 山 野 之 義

1 撤去し、保管した自転車等を撤去した場所及び台数

撤去し、保管した自転車等を撤去した場所	撤去し、保管した自転車等の台数	
金沢駅前自転車等放置禁止区域	自 転 車	5台
香林坊地区自転車等放置禁止区域	自 転 車	2台
片町地区自転車等放置禁止区域	自 転 車	4台
竪町地区自転車等放置禁止区域	自 転 車	1台
大浦町地内	自 転 車	1台
玉川町地内	自 転 車	1台
長土堀2丁目地内	自 転 車	1台
西金沢3丁目地内	自 転 車	1台
泉野町2丁目地内	自 転 車	1台
片町2丁目地内	原 動 機 付 自 転 車	1台
片町1丁目地内	自 転 車	1台
北安江2丁目地内	自 転 車	1台
広岡2丁目地内	自 転 車	1台
畝田東3丁目地内	自 転 車	1台
大場町地内	自 転 車	1台
窪5丁目地内	自 転 車	1台
畝田東2丁目地内	自 転 車	1台
金石西1丁目地内	自 転 車	1台

- 2 撤去し、保管した自転車等を撤去し、保管した日
令和元年7月1日から同月31日まで
- 3 撤去し、保管した自転車等を返還する期間及び場所
 - (1) 期間
令和元年8月13日から令和2年2月12日まで
 - (2) 場所
金沢市問屋町2丁目95番地
金沢市自転車等保管庫

公 告

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定によるB類疾病の予防接種を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項本文及び第5条の規定により次のとおり公告します。

令和元年8月13日

金沢市長 山 野 之 義

1 予防接種の種類、予防接種の対象者の範囲並びに予防接種を行う期間及び場所

予防接種の種類	予防接種の対象者の範囲	予防接種を行う期間	予防接種を行う場所
肺炎球菌感染症 (高齢者がかかるものに限る。)	(1) 平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳又は100歳以上となる者 (2) 60歳以上65歳未満の者であって、心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有する者として予防接種法施行規則（昭和23年厚生省令第36号）第2条の3に規定する者	令和元年8月19日から令和2年3月31日まで	別冊「金沢市B類疾病定期予防接種承諾医療機関一覧」（登載省略）のとおり

2 予防接種を受けることが適当でない者

- (1) 当該予防接種に相当する予防接種を受けたことのある者で、当該予防接種を行う必要がないと認められるもの
- (2) 明らかな発熱を呈している者
- (3) 重篤な急性疾患にかかっている者
- (4) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者
- (5) 予防接種で接種後2日以内に発熱のみられた者及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状のみられた者
- (6) 肺炎球菌感染症に係る予防接種法第5条第1項の規定による当該予防接種を受けたことのある者
- (7) (1)から(6)までに掲げる者のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある者

3 長期にわたる疾患のため予防接種の対象者であった間に予防接種を受けることができなかった場合

肺炎球菌感染症（高齢者がかかるものに限る。）の定期の予防接種の対象者であった者であって、当該予防接種の対象者であった間に、長期にわたり療養を必要とする疾病で厚生労働省令で定めるものにかかったことその他の厚生労働省令で定める特別の事情があることにより当該予防接種を受けることができなかったと認められる者については、特別な事情がなくなった日から起算して1年を経過する日までの間、予防接種を受けることができる。

金沢市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年条例第36号）第6条第2項において準用する同条例第4条第1項の規定により、次の者の浄化槽保守点検業者登録簿を変更登録したので公告します。

令和元年8月13日

金沢市長 山 野 之 義

登録番号	名 称	所 在 地	変更登録年月日
76	中日本ハイウェイ・エンジニアリング名古屋株式会社	愛知県名古屋市中区錦1丁目8番11号	令和元年7月16日

金沢市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年条例第36号）第6条第2項において準用する同条例第4条第1項の規定により、次の者の浄化槽保守点検業者登録簿を変更登録したので公告します。

令和元年8月13日

金沢市長 山 野 之 義

登録番号	名 称	所 在 地	変更登録年月日
15	株式会社西原ネオ	東京都港区芝浦2丁目11番5号五十嵐ビルディング8階	令和元年7月17日

金沢市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年条例第36号）第4条第1項の規定により、次の者を浄化槽保守点検業者登録簿に更新登録したので公告します。

令和元年8月13日

金沢市長 山 野 之 義

登録番号	名 称	所 在 地	登録年月日
74	Total Maintenance 株式会社	加賀市山田町ワ7番地6	令和元年8月9日

公 営 企 業 告 示

●金沢市公営企業告示第10号

金沢市ガス供給条例（昭和60年条例第48号）第20条の3第1項（金沢市ガス供給に関する規程（昭和60年公営企業管理規程第5号）第27条第7項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定に基づき、調整単位数金を算定したので、同条例第20条の3第3項の規定により、次のとおり告示します。

令和元年8月13日

金沢市公営企業管理者 平 嶋 正 実

1 平成31年4月1日から令和元年6月30日までの原料の平均価格等

- (1) 1トン当たり液化天然ガス平均価格 54,270円
- (2) 1トン当たり液化プロパン平均価格 56,080円
- (3) 1トン当たり平均原料価格 54,670円

2 原料価格変動額 34,800円

算式 89,530円（1トン当たり基準平均原料価格）－ 54,670円（1トン当たり平均原料価格）＝ 34,800円（100円未満切捨て）

3 1立方メートル当たり調整単位数料金の額

算式 基準単位数料金の額－34,800円（原料価格変動額）／ 100円×0.082円

この結果、令和元年9月1日から同月30日までに検針する分に適用される調整単位数料金の額は、基準単位数料金の額から28.54円を減算した額になります（小数点第3位以下切上げ）。

●金沢市公営企業告示第11号

金沢市液化石油ガス供給条例（昭和63年条例第5号）第20条の3第1項の規定に基づき、調整単位数料金を算定したので、同条第3項の規定により、次のとおり告示します。

令和元年8月13日

金沢市公営企業管理者 平 嶋 正 実

1 平成31年4月1日から令和元年6月30日までの平均原料価格

1トン当たり 56,080円

2 原料価格変動額 30,200円

算式 86,340円（1トン当たり基準平均原料価格）－ 56,080円（1トン当たり平均原料価格）＝ 30,200円（100円未満切捨て）

3 1立方メートル当たり調整単位料金の額

算式 基準単位料金の額－30,200円(原料価格変動額)／100円×0.204円

この結果、令和元年9月1日から同月30日までに検針する分に適用される調整単位料金の額は、基準単位料金の額から61.61円を減算した額になります(小数点第3位以下切上げ)。

公 営 企 業 公 告

金沢市指定給水装置工事事業者規程(平成9年公営企業管理規程第12号)第6条の規定により次の指定給水装置工事事業者から給水装置工事の事業を廃止した旨の届出があったので、同規程第9条第2号の規定により公告します。

令和元年8月13日

金沢市公営企業管理者 平 嶋 正 実

指定番号	商号又は法人名	営業所の所在地	廃止年月日
214	興新設備	金沢市間明町2丁目90番地9	令和元年7月31日

金沢市水道給水条例(昭和29年条例第28号)第7条の2の規定により令和元年8月1日に次の者を指定給水装置工事事業者として指定したので、金沢市指定給水装置工事事業者規程(平成9年公営企業管理規程第12号)第9条第1号の規定により公告します。

令和元年8月13日

金沢市公営企業管理者 平 嶋 正 実

指定番号	商号又は法人名	営業所の所在地
214	株式会社興新設備	金沢市間明町2丁目90番地9

金沢市下水道排水設備工事事業者の指定等に関する規程(平成13年公営企業管理規程第3号)第10条第1項の規定により次の者の下水道排水設備工事事業者としての指定を取り消したので、同規程第11条第2号の規定により公告します。

令和元年8月13日

金沢市公営企業管理者 平 嶋 正 実

指定番号	商号又は法人名	営業所の所在地	取消年月日
68	興新設備	金沢市間明町2丁目90番地9	令和元年7月31日

金沢市下水道排水設備工事事業者の指定等に関する規程(平成13年公営企業管理規程第3号)第5条第1項の規定により令和元年8月1日に次の者を下水道排水設備工事事業者として指定したので、同規程第11条第1号の規定により公告します。

令和元年8月13日

金沢市公営企業管理者 平 嶋 正 実

指定番号	商号又は法人名	営業所の所在地
68	株式会社興新設備	金沢市間明町2丁目90番地9

令和元年(2019年)8月13日 印刷
令和元年(2019年)8月13日 発行
定価 120円

発行人
発行所
印刷所 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市
金 沢 市 役 所
(株) 共 栄